

ポイントと手順を学ぶ 管理規約改正セミナー

区分所有法改正に伴い
マンション標準管理規約も改正されました

分譲マンション管理組合の皆さん！

管理規約の見直しが必要です！



区分所有法改正に伴い、
マンション標準管理規約も
改正されました。
管理組合の運営に関する
きわめて重要な改正が
行われていますので、
皆さんのマンションでも
管理規約の見直し
が必要です。

国土交通省

【日 時】

9月13日(日) 13時～15時

【会 場】

コンパルホール400会議室

大分市府内町1-5-38

電話 097-538-3700

【受講料】 無 料

【定 員】 先着50名様

【申し込み先】

右のコードをスマホで
読み込んでいただくか
電話・ショートメールにて



① 氏名(よみがな)

② 電話番号 をお知らせください。

電話番号 070-3667-8659

昨年の区分所有法などマンション関連法の改正により、その後改正されていない既存の管理規約は今年の4月以降、一部条項が法違反状態となっています。

今回のセミナーは、管理組合役員などを対象に『法改正のポイント』『標準管理規約改正のポイント』『最低限改正が必要な条項』『管理組合での管理規約改正の手順』などについて説明する一般公開セミナーです。

※ 「あなたのマンションの管理規約」と「筆記用具」をご持参ください。

主 催： 特定非営利活動法人 大分県マンション管理組合連合会

後 援： 大分市（土木建築部住宅課）